

会員の皆様へ!!

高速道路における大口・多頻度割引停止措置等のルール改正の説明会

～高速道路料の大口・多頻度割引にも影響か!!～

平成29年 2月 1日
適正化事業運営委員会
滋賀県貨物運送事業協組（連）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、適正化事業の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高速会社6社（NEXCO3社、阪高、首都高、本四連絡）においては、高速道路の維持管理を適切に実施して行くため、平成29年4月から車両制限令に違反する車両も含めて、これまでより違反点数の付与基準の強化がされるなど、大口・多頻度割引の停止に繋がる厳しい取扱となっています。

つきましては、本制度の正しい理解をしていただくため、滋賀県トラック協会と滋賀県貨物運送事業協同組合連合会との共催により、高速道路会社の担当官をお招きし、下記のとおり会員事業者様を対象に説明会を開催致しますので、ご希望の事業者様は下記「申込書」にご記入いただきFAX（077-585-8015）にてお申し込み下さいますようお願い致します。 敬具

記

- (1) 日時：平成29年 3月16日（木） 14：00～
- (2) 場所：滋賀県トラック総合会館 4F
- (3) 内容：
 - ① 大口・多頻度割引停止措置等改正の概要について
 - ② その他

説明会申込書

事業者（会員）名 _____

出席者名 ① _____ ② _____

（問合せ先）TEL077-585-8080（担当：大橋、富田）